

ロシア連邦政府

決定

2015年7月17日付

第719号

モスクワ

鉦工業製品を、ロシア連邦で生産された類似品のない鉦工業製品とする基準について

連邦法「ロシア連邦における産業政策について」にもとづき、ロシア連邦政府は以下を**決定する**：

1. 鉦工業製品を、ロシア連邦で生産された類似品のない鉦工業製品とする基準を以下のように定める：

a) ロシア連邦産業商業省が以下を考慮して定めた手順によって、当該製品のロシア連邦においてなされたと認められる生産が、行われていないこと：

附属書による、鉦工業製品をロシア連邦で生産された製品とするための要件；

特別投資契約（存在する場合）；

2009年11月20日付独立共同体における商品原産国決定規則についての協定（当該製品が本決定の附属書に記載されていない場合）；

b) 機能的用途または実行される機能の一覧、適用分野、品質特性（保証期間、消費期限または耐用年数、信頼性、エネルギー容量、環境性能、鉦工業製品の外観だけに限定されず、その機能的な用途、適用範囲、または品質特性に重要な影響を与える物理的、化学的、機械的、官能的特性）に係わる本製品のパラメータと、ロシア連邦で製造される鉦工業製品のパラメータとの、ロシア連邦産業商業省が定めた手順により決定される相違点。

2. ロシア連邦産業商業省は本決定の実施を目的とした法規文書が採択されることを保障する。

3. 本決定は2015年11月1日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長　ドミトリー・メドヴェージェフ

鉋工業製品をロシア連邦で生産された製品とするために当該鉋工業製品に求められる要件

OK（全ロ分類）コード 034-2014 （KPES「経済活動 種類別製品分 類」）	商品名称	鉋工業製品をロシア連邦で生産された製品とするために当該鉋工業製品に求められる要件
I. 工作機械製品		
25.73.3	その他の手持ち工具	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日以降、ロシア連邦領内で以下の作業を行っていること： 工具材料の合成； 切断； 旋削； フライス削り； 研削； 研磨； 熱処理；
25.73.4	工作機械用または手持ち工具用の交換可能な作業工具（機械駆動式または駆動装置なし）	
26.51.33	手持ち式線形寸法測定器（マイクロメーターおよびノギスを含む）で、他のグループに含まれないもの	
28.49.21	工具固定用アーバーおよび工作機械用自動開閉式ねじ切りヘッド	
28.49.22	工作物固定用アーバー	
28.49.23	割出し台およびその他の工作機械用特殊装置	
28.49.24	木材、コルク、石、硬質ゴム（エボナイト）および類似の硬質材料を加工するための工作機械の部品および附属品	

23.91.11.140	砥石	
23.91.11.150	切断砥石	
23.91.11.160	研磨砥石	
28.4	金属加工設備および工作機械	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
28.41	金属加工設備	ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
28.41.1	レーザー金属加工機および類似の工作機械； マシニングセンターおよび類似の工作機械	2016年1月1日より、商品生産のための外国製 ¹ 構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の70%以下； 2018年1月1日より、商品生産のための外国製 ¹ 構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の50%以下； 2020年1月1日より、商品生産のための外国製 ¹ 構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の30%以下；
28.41.11	レーザー、超音波および類似の方式での材料除去による金属加工用工作機械	外国製構成要素のパーセンテージの算定に際しては、商品の生産に必要な以下の構成要素（存在する場合）を計算に入れる： 制御用ソフトウェア・ハードウェア複合体 ² ；
28.41.11.000	レーザー、超音波および類似の方式方法での材料除去による金属加工用工作機械	モータースピンドル； 電動スピンドル； 作業ヘッド（レーザー式、水研磨式など）； 二軸テーブル；
28.41.12	金属加工用マシニングセンター、ユニット式工作機械、およびマルチポジション工作機械	一軸テーブル； オーバーレイテーブル－平面（サポートに取り付け可能）－三軸加工用を含む； 二軸スピンドルヘッド（スピンドルなし）； 一軸スピンドルヘッド（スピンドルなし）；
28.41.12.110	金属加工センター	静的・軸なしスピンドルヘッド（スピンドルなし）－三軸加工用を含む； リボルバーヘッド；
28.41.12.120	金属加工用ユニット式工作機械	工具（ダイス、パレット）交換装置；
28.41.12.130	多機能金属加工機械	工具マガジン； パレットマガジン
28.41.2	金属切削用旋盤、中ぐり盤およびフライス盤	チップコンベア、粉砕装置、塊成装置； レーザー照射電源およびその他の電気エネルギー源； 光学システム－対物レンズ、レンズ、ミラーなど； レーザーポインター、非接触式位置センサー、その他；
28.41.21	金属切削用旋盤	接触式センサー、3Dプローブ、その他；

28.41.21.110	NCのない金属切削旋盤	精密転がり軸受、すべり軸受、油圧・空圧・磁気支持装置などを含む支持装置；
28.41.21.120	NC金属切削旋盤	高圧および超高压ポンプ； 作動シリンダー - 油圧式、空圧式； 水圧・空圧前処理システム； 電解液浄化、油類・潤滑冷却液処理システム； 潤滑冷却液・空気供給システム； 別途供給されるシリンダー、ポンプ； 転がりガイド、滑りガイドなど； スクリー伝動、ローラー伝動、ボール伝動など； チェーン式、ベルト式歯車伝動装置； クラッチ； 減速機； 変速機（増速機）； ギアボックス 変圧器 - 発電機など；
28.41.22	ドリル、ボーリング、または フライス加工金属切削機； ナットタップおよびねじ切り加工用 金属切削工作機械（他のグループに 含まれないもの）	クロスバー、スライダー、クランクシャフト、連接棒、フレーム、ポータル、柱など； 支柱およびその他の重要度の低い筐体部品、外形部品； 中型および小型の筐体部品； デルタメカニズム； チャック（工具）のクランプ - 油圧および空圧シリンダー、クランプ用電気機構、皿ばねなど； スピンドル（軸）の制動要素 - シリンダーなど； 構造部分（電気部品）：ケーブルダクト、警報装置、照明器具、キャビネット； 遮断装置（安全カバー）。 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には4つ以上、2020年1月1日以降にはすべてが、ロシア連邦領内において行われていること：
28.41.22.110	金属切削用ボール盤	組立；
28.41.22.120	金属切削用中ぐり盤	製造（検査・測定）試験
28.41.22.130	金属切削フライス盤	工作機械部品の機械加工； 工作機械部品の熱処理；
28.41.22.140	他のグループに含まれない、ナット タップおよびねじ切り加工用金属切 削工作機械	ブランキング（レーザー、プラズマ、水研削、機械による工作機械部品の切断）； 溶接または板金曲げ作業
28.41.23	バリ取り機、研削盤、研磨盤または その他の金属仕上げ用機械	
28.41.23.110	バリ取り金属加工機	
28.41.23.120	金属加工用研ぎ機	
28.41.23.130	金属加工用研削盤	
28.41.23.190	その他の金属仕上げ加工機	
28.41.24	平削り盤、鋸盤、切断盤、またはそ の他の金属切断盤	
28.41.24.110	金属加工用平削り盤	
28.41.24.120	金属加工用鋸盤	

28.41.24.130	金属加工用突切り盤
28.41.24.140	歯車加工機
28.41.24.190	その他の金属切削加工機
28.41.3	その他の金属加工機
28.41.31	金属加工用曲げ機、縁折り機、くせ取り機
28.41.31.110	金属加工用曲げ機
28.41.31.120	金属加工用縁折り機
28.41.31.130	金属加工用くせ取り機
28.41.32	金属加工用動力シャー（せん断機）、パンチングマシン、切断機
28.41.32.110	金属加工用動力シャー（せん断機）
28.41.32.120	金属加工用パンチングマシン
28.41.32.130	金属加工用切断機
28.41.33	鍛造機または型打ち機およびハンマー； 油圧プレスおよび金属加工用プレス（他のグループに含まれないもの）
28.41.33.110	鍛造用機械およびハンマー
28.41.33.120	型打ち用機械およびハンマー
28.41.33.130	油圧プレス
28.41.33.190	金属加工用プレス機（他のグループに含まれないもの）

28.41.34	金属、焼結金属炭化物またはサーメットを、材料を除去せずに加工する 工作機械（他のグループに含まれないもの）
28.41.34.000	金属、焼結金属炭化物またはサーメットを、材料を除去せずに加工する 工作機械（他のグループに含まれないもの）
28.41.9	孫請業者によって実施される金属加工設備生産関連の個々の業務
28.41.99	孫請業者によって実施される金属加工設備の個々の製造業務
28.41.99.000	孫請業者によって実施される金属加工設備の個々の製造業務
28.49	その他の工作機械
28.49.1	石材、木材および類似の硬質材料加工用機械
28.49.11	石材、セラミック、コンクリートまたは類似の鉱物材料の加工、またはガラスの冷間加工用機械
28.49.11.110	石材、セラミック、コンクリートまたは類似の鉱物材料の加工用機械
28.49.11.120	ガラスの冷間加工用機械
28.49.12	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックまたは類似の硬質材料を加工するための工作機械； 電気めっき装置
28.49.12.110	木材加工設備

28.49.12.111	丸鋸盤、帯鋸盤、ジグソー盤などの木工機械	
28.49.12.112	木工用平削り機	
28.49.12.113	木工用フライス盤、ほぞ切り盤、研削盤、研磨盤	
28.49.12.114	木工用ドリル盤、溝切り盤、立て削り盤	
28.49.12.115	汎用、複合、家庭用木工機械	
28.49.12.116	特殊木工機械	
28.49.12.119	その他の木工機械	
28.49.12.120	コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチック、またはこれらに類似する硬質材料加工用機械	
28.49.12.130	電気めっき装置	
28.21.13	工業用または実験室用の電気炉およびチャンバー； 誘導式または誘電式加熱装置	
28.91.11.144	射出成形機	
28.29.22.140のうち	ショットブラストおよびサンドブラスト機および装置	
26.51.6	その他の測定、検査および試験用機器および装置（検査・測定機）	
28.41.4	金属加工用工作機械のパーツおよび附属品	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う
28.41.40	金属加工用工作機械のパーツおよび	

	附属品	権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日より、商品生産のための外国製¹構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の75%以下； 2018年1月1日より、商品生産のための外国製¹構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の50%以下； 2020年1月1日より、商品生産のための外国製¹構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の20%以下； 外国製構成要素のパーセンテージの算定に際しては、商品の生産に必要な以下の構成要素全量（存在する場合）を計算に入れる： 制御用ソフトウェア・ハードウェア複合体²； 照射源 - レーザー管など； レーザー照射電源およびその他の電気エネルギー源； 光学システム - 対物レンズ、レンズ、ミラーなど； レーザーポインター、位置センサー、非接触型、その他； 接触式センサー、3Dプローブ、その他； 光学増幅器（対物レンズ、レンズなど）； 精密転がり軸受、すべり軸受、油圧・空圧、その他の支持装置を含む支持装置； 高圧および超高压ポンプ； 作動シリンダーー油圧式、空圧式； 水圧・空圧処理システム； 電解液浄化、油類・潤滑冷却液の処理システム； 潤滑冷却液・空気供給システム； 別途供給されるシリンダー、ポンプ； チェーン式、ベルト式伝動装置； その他ークラッチなど； 減速機； 変速機（増速機）； ギアボックスなど； 変圧器 - 発電機など； 基本構成要素：主軸、クロスバー、スライダー、クランク、連接棒、フレーム、ポータル、カラムなど； 支柱、その他の重要度が低い筐体部品、外形部品； 中型および小型の筐体部品； チャック（工具）クランプー油圧および空圧シリンダー； クランプの電気機構、皿ばねなど； スピンドル（軸）の制動要素ーシリンダーなど； 構造部分（電気部品）：ケーブルダクト、インバーター、警報装置、照明器具、ドアロックその他、キャビネット；
28.41.40.000	金属加工用工作機械のパーツおよび附属品	

以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には4つ以上、2020年1月1日以降はすべてが、ロシア連邦領内において行われていること：

組立；

製造試験（検査・測定試験）；

工作機械部品の機械加工；

工作機械部品の熱処理

ブランキング：レーザー、プラズマ、水研削、機械による工機械部品の切断；

溶接または板金曲げ作業

II. 自動車工業製品

29.10.21.000	火花点火装置付きエンジンを搭載した輸送手段で、総排気量が1500 cm ³ 以下のもの	以下の作業のうちの、2015年1月1日以降には7つ以上、2016年1月1日以降には9つ以上、2017年1月1日以降は11以上が、ロシア連邦領内において行われていること： 動力装置の取付； フロントアクスル（フロントサスペンション）の取付；
29.10.22.000	火花点火装置付きエンジンを搭載した輸送手段で、総排気量が1500 cm ³ 超のもの	リアサスペンションの取付； 排気システムの取付； ステアリング機構の取付； 電気設備の取付；
29.10.23.000	圧縮着火式レシプロ内燃機関（ディーゼルまたはセミディーゼル）を搭載した輸送機器	内装・外装部品の取付； 車体の溶接 車体の塗装； 車体の組立；
29.10.30.110	バス	特殊設備（存在する場合）の取付
29.10.30.190	座席数が10以上のその他の乗用車両	完成車両の検査試験の実施
29.10.59.140	消防車	
29.10.59.160	救急車	
29.10.41	圧縮着火式ピストン内燃機関（ディーゼルまたはセミディーゼル）を搭載した貨物自動車、新車	以下の作業のうちの、2015年1月1日以降には、5つ以上（キャビンの組立、溶接、塗装は必須）、2016年1月1日以降には7つ以上（フレーム縦梁の製造は必須）、2017年1月1日以降には10以上が、ロシア連邦領内において行われていること； フレーム縦梁の製造；
29.10.41.110	ディーゼルエンジンを搭載した貨物自動車	支持フレームの組立、溶接、塗装； 動力装置の取付；

29.10.41.120	ディーゼルエンジン搭載ダンプトラック	フロントアクスル（フロントサスペンション）の取付； リアサスペンションの取付； 排気システムの取付；
29.10.42.111	ガソリンエンジンを搭載した貨物自動車で、技術的に許容される最大重量が3.5 t 以下	ステアリング機構の取付； 電気設備の取付； 外装部品の取付； キャビンの組立、溶接および塗装
29.10.42.112	ガソリンエンジンを搭載した貨物自動車で、技術的に許容される最大重量が3.5 t 超、12 t 以下のもの	
29.10.42.113	ガソリンエンジンを搭載した貨物自動車で、技術的に許容される最大重量が12 t を超えるもの	
29.10.42.120	ガソリンエンジン搭載ダンプカー	
29.10.43.000	セミトレーラー用ボルスター付牽引車	

III. 特殊機械製造分野の製品

28.92.21.110	クローラトラクターのブルドーザー	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降には12以上が、ロシア連邦領内において行われていること； 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、およびそれらの塗装； キャビンの溶接および塗装； アタッチメントの製造またはユーラシア経済連合加盟国の領内において製造されたアタッチメントの使用； アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジン・動力装置の取付； トランスミッションの取付；
--------------	------------------	--

アタッチメント（存在する場合）の取付
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

28.92.22 オートグレーダー

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降には13以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；
 キャビンの溶接と塗装；
 アタッチメントの製造またはユーラシア経済連合加盟国の領内において製造された同製品の使用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アタッチメント（存在する場合）の取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

28.92.25.000 シングルバケット自走式フロントローダー

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降には12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；

キャビンの溶接と塗装；
 アタッチメントの製造またはユーラシア経済連合加盟国の領内において製造された同製品の使用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使
 用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アタッチメント（存在する場合）の取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在す
 る場合）の取付

28.92.26.110

自走式シングルバケットエキスカベ
 ーター

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製
 品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う
 権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には10以上、2018年1月1日以降には12以上、2020年1月1
 日以降には14以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、および
 それらの塗装；
 キャビンの溶接および塗装；
 ブームの溶接および塗装
 アタッチメント（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使
 用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使
 用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 ブームの取付；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アタッチメント（存在する場合）の取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；

電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

28.92.27.120

その他の自走式シングルバケットローダー

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降は12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、およびそれらの塗装；
キャビンの溶接および塗装；
アタッチメント（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
アクスル（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
エンジン・動力装置の取付；
トランスミッションの取付；
アタッチメントの取付（存在する場合）；
アクスルおよびサスペンションの取付；
外装部品の取付；
制御装置の取付；
電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

29.10.23.000

圧縮着火式レシプロ内燃機関（ディーゼルまたはセミディーゼル）を搭載した輸送機器、新車：「土砂運搬車」

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には10以上、2018年1月1日以降には12以上、2020年1月1日以降は14以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、およびそれらの塗装；
キャビンの溶接と塗装；
ボディ（荷台・荷箱）の溶接と塗装；
アタッチメント（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使

用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 ボディ（荷台・荷箱）の取付；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アタッチメント（存在する場合）の取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 ステアリング機構の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

29.22.14.613 トラクター式パイプレイヤー

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降は12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、およびそれらの塗装；
 キャビンの溶接および塗装；
 パイプレイヤーブームの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 パイプレイヤーブームの取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

28.92.50.000	クローラトラクタ	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には10以上、2020年1月1日以降には12以上が、ロシア連邦領内において行われていること； 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）（必要な場合）、およびそれらの塗装； キャビンの組立、溶接および塗装； アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジン・動力装置の取付； トランスミッションの取付； アクスルおよびサスペンションの取付； 外装部品の取付； 制御装置の取付； 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付； 内装部品の取付および塗装（必要な場合）； タイヤおよびホイールディスクの製造およびユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 油圧タンクおよび燃料タンクの取付； バラストウェイトおよびバランスウェイトの取付；
28.22.14.159	自走式機械およびクレーン付き作業用トラック、その他、他のグループに含まれないもの	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
29.10.51	クレーン車	以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には7つ以上、2018年1月1日以降には9つ以上、2020年1月1日以降には11以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
29.10.59.310	クレーンマニピュレーターを装備した運搬車両	ハーフボックスおよびボックス（起重機用）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用；
28.22.14.125	ブームクレーン	回転装置の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； ブームの溶接および塗装；
28.22.14.129	その他のクレーン	サポート（支持）フレームの溶接および塗装； アウトリガの溶接および塗装；

29.10.59.110	建設資材輸送用自動車	旋回フレームの溶接および塗装； キャビンの溶接および塗装； 外装部品の取付； 制御装置の取付；
29.10.59.130	公共事業および道路整備用輸送車両	電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付；
29.10.59.280	食品輸送用輸送手段－ワゴン	起重設備への動力供給を行う動力装置（存在する場合）の取付； 起重装置の取付；
29.10.59.320	除雪車	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 装輪式輸送車両のシャーシをベースにした製品の製造において； 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には11以上、2018年1月1日以降には13以上、2020年1月1日以降は14以上が、ロシア連邦領内において行われていること； 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、およびそれらの塗装； キャビンの溶接および塗装（必要な場合）； アタッチメント（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国の領内で製造された同製品の使用； ボディ（荷台・荷箱）、タンク、コンテナおよび一般（特殊）用途の上部構造（存在する場合）の溶接および塗装； アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； トランスミッションの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； ボディ（荷台・荷箱）、タンク、コンテナおよび一般（特殊）用途の上部構造（存在する場合）の取付； エンジン・動力装置の取付； トランスミッションの取付； アタッチメントの取付（存在する場合） アクスルおよびサスペンションの取付； 外装部品の取付； 制御装置の取付； 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付；
29.10.59.390	他のグループに含まれない、その他の特殊用途自動車	
29.20.23.110	乗用車、貨物車、オートバイ、スク	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、10年以上の期間、当該製

	ーター、四輪バギー車用のトレーラー（セミトレーラー）	品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
29.20.23.120	石油製品、水およびその他の液体の輸送用タンクトレーラーおよびセミタンクトレーラー	以下の作業のうちの、2017年1月1日以降には7つ以上、2018年1月1日以降には8つ以上、2020年1月1日以降には9つ以上が、ロシア連邦領内において行われていること； 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、およびそれらの塗装； アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
29.20.23.130	トラクター用トレーラーおよびセミトレーラー	システムへの動力を供給する動力装置の取付； トランスミッションの取付； アクスルおよびサスペンションの取付； 外装部品の取付； 制御装置の取付； 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付；
29.20.23.190	その他のトレーラーおよびセミトレーラー（他のグループに含まれないもの）	
28.22.17.111	ベルトコンベア	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
28.22.17.112	スクレーパーコンベヤ	ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
28.22.17.113	プレートコンベヤ	以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には3つ以上、2018年1月1日以降には4つ以上、2020年1月1日以降には5つ以上が、必須の試験実施を含め、ロシア連邦領内において行われていること；
28.22.17.114	振動コンベヤ	部品の機械加工； 部品およびユニットの溶接またははんだ付け；
28.22.17.115	ローラーコンベヤ	部品およびユニットの研削または研磨（必要な場合）；
28.22.17.116	スクリューコンベア	ユニットおよび機器の塗装； 電気設備および制御システムの取付；
28.22.17.119	他のグループに含まれないその他のコンベヤ	機械および設備の組立
28.22.17.120	エレベーター	
28.93.13.110	製粉工場用技術設備	
28.93.13.121	篩分け機	

28.93.13.122	脱穀機	
28.93.13.129	製粉工場向けのその他の技術設備 (他のグループに含まれないもの)	
28.93.13.130	穀類工業用技術設備	
28.93.13.140	飼料産業用技術設備	
28.30.23.110	農業用トラクター	2016年7月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 以下の作業のうちの、支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の製造、組立、溶接（必要な場合）、キャビンの製造（ワークの切断、曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）を必須として含め、2016年1月1日以降には13以上、2018年1月1日以降には14以上、2020年1月1日以降は15以上が、ロシア連邦領内において行われていること； 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の製造、組立、および溶接（必要な場合）； 支持フレーム（存在する場合）、サブフレーム（存在する場合）の塗装； キャビンの製造（ワークの切断・曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）； アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； トランスミッションの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； エンジン・動力装置の組立； トランスミッションの組立； アクスルの組立； 外装部品の製造、組立および塗装（必要な場合）； エンジンユニット、車軸、アクスル、トランスミッション、アタッチメントの取付および塗装； 電気設備システムの取付； 油圧設備の組立および取付； 内装部品の組立および塗装（必要な場合）； タイヤの取付作業の実施； 油圧タンクおよび燃料タンクの製造および取付； バラストウェイトおよびバランスウェイトの製造、塗装および取付；
28.30.59.111	穀物収穫用コンバイン	2016年7月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、支持フレーム（フレーム構造）の組立および溶接、脱穀・選別装置の製造（ワークの切断および曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）を必須として含め、2016年1月1日以降には13以上、2018年1月1日以降には14以上、2020年1月1日以降は15以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（フレーム構造）（存在する場合）の組立および溶接；
 支持フレーム（フレーム構造）（存在する場合）の塗装；
 粉碎・分離装置の製造（ワークの切断・曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）；
 キャビンの製造（ワークの切断・曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）；
 ホッパー（構成に含まれている場合）の製造（ワークの切断・曲げ加工、溶接（必要な場合）、塗装を含む）；
 アクスルもしくはエンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の組立；
 トランスミッションの組立；
 アクスルの組立；
 外装部品の製造、組立および塗装（必要な場合）；
 アタッチメント（刈取り機、アダプター（存在する場合））の生産（ワークの切断・曲げ加工、溶接・組立を含む）；
 溶接および組立を含む、アタッチメントの製造、；
 エンジン・動力装置、ブリッジ、トランスミッション、アタッチメントの取付；
 エンジン・動力装置、ブリッジ、トランスミッション、アタッチメントの塗装；
 脱穀ドラムもしくは脱穀分離装置のローターの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 ストローシュレッダー・スプレッダーまたは干草積上機の製造（部品、組立ユニットの製造、ワークの切断・打ち抜き、機械加工、溶接、組立、塗装を含む）

28.30.59.190のうち 自走式飼料収穫コンバイン

2016年7月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、支持フレーム（フレーム構造）の組立および溶接、供給装置、粉碎装置、排出装置の製造（ワークの切断と曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）を必須として含め、2016年1月1日以降には13以上、2018年1月1日以降には14以上、2020年1月1日以降は15以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（フレーム構造）（存在する場合）の組立および溶接；
 支持フレーム（フレーム構造）（存在する場合）の塗装；
 供給装置、粉碎装置、排出装置の製造（ワークの切断・曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）；

キャビンの製造（ワークの切断・曲げ加工、溶接、組立、塗装を含む）；
 アクスルもしくはエンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の組立；
 トランスミッションの組立；
 アクスルの組立；
 外装部品の組立および塗装（必要な場合）；
 ワークの切断・曲げ、溶接・組立を含む、アタッチメント（刈取り機、アダプター（存在する場合））
 の製造；
 溶接および組立を含む、アタッチメントの製造；
 エンジン・動力装置、ブリッジ、トランスミッション、アタッチメントの取付；
 エンジン・動力装置の塗装；
 ブリッジ、トランスミッション、アタッチメントの塗装；
 粉碎装置のローターの組立、バランス調整および塗装；
 部品、組立ユニットの製造、ワークの切断と打ち抜き、機械加工、溶接を含む、粉碎装置のローターの
 製造；

28.30.31のうち 牽引式、懸垂式およびその他の自走
 28.30.32のうち 式農業機械

28.30.31のうち
 28.30.32のうち
 28.30.33のうち
 28.30.34のうち
 28.30.39のうち
 28.30.51のうち
 28.30.52のうち
 28.30.53のうち
 28.30.54のうち
 28.30.59のうち
 (28.30.59.111およ
 び自走式飼料収獲
 コンバインを除
 く)
 28.30.60のうち
 28.30.83のうち
 28.30.86のうち
 28.93.13のうち
 28.93.16
 28.93.2

2016年7月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製
 品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う
 権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の生産工程のうちの、支持フレームおよびフレーム構造、筐体、ホッパー（溶接は金属製のもの、
 非金属製ホッパーの場合は製造）、アタッチメント類、外装部品の溶接を必須として含め、2016年1月
 1日以降には6つ以上、2018年1月1日以降には7つ以上、2020年1月1日以降は8つ以上が、ロシア
 連邦領内において行われていること；
 支持フレームおよびフレーム構造、筐体、ホッパー（溶接は金属製のもの、非金属製ホッパーの場合は
 製造）、アタッチメント類、外装部品の溶接；
 支持フレームおよびフレーム構造、筐体およびホッパー（必要な場合）、アタッチメント類、外装部品
 の塗装；
 支持フレームおよびフレーム構造、筐体およびホッパー、アタッチメント類、外装部品の組立；
 電気機器、空圧機器、油圧機器の組立；
 支持フレームおよびフレーム構造、筐体およびホッパー、アタッチメント類、外装部品の取付；
 電気機器、空圧機器、油圧機器の取付；
 ユニットパーツおよび部品の切断；
 ユニットパーツおよび部品の機械加工

29.20.23のうち

29.10.44 自動車用エンジン搭載シャーシ³29.10.44.000 自動車用エンジン搭載シャーシ³

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には8つ以上、2018年1月1日以降には10以上、2020年1月1日以降は12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；
 キャビンの組立、溶接、および塗装；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付；
 内装部品の取付および塗装（必要な場合）
 タイヤおよびホイールディスクの製造またはユーラシア経済連合加盟国で製造されたこれら製品の使用；
 油圧タンクおよび燃料タンクの取付；
 バラストウェイトおよびバランスウェイトの取付；

28.92.22.110 自走式グレーダー

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には8つ以上、2018年1月1日以降には10以上、2020年1月1日以降は12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；
 キャビンの組立、溶接、および塗装；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付
 内装部品の組立および塗装（必要な場合）
 タイヤおよびホイールディスクの製造またはユーラシア経済連合加盟国で製造された同製品の使用；
 油圧タンクおよび燃料タンクの取付；
 バラストウェイトおよびバランスウェイトの取付；

28.92.24.120 自走式ロードローラー

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には8つ以上、2018年1月1日以降には9つ以上、2020年1月1日以降には10以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；
 キャビンの溶接と塗装；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

28.22.15.110 フォークリフト

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；ユー

ロシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降には12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；
 キャビンの溶接および塗装；
 アタッチメント（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；
 トランスミッションの取付；
 アタッチメント（存在する場合）の取付
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の組立

28.92.26.120

フルスイベルバケットローダー（フロント・シングルバケットローダーを除く）

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には9つ以上、2018年1月1日以降には11以上、2020年1月1日以降には12以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
 支持フレーム（存在する場合）およびサブフレーム（存在する場合）の組立と溶接（必要な場合）、ならびにそれらの塗装；
 キャビンの溶接および塗装；
 アタッチメント（存在する場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 アクスルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 トランスミッション（走行装置）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 エンジン・動力装置の取付；

トランスミッションの取付；
 アタッチメント（存在する場合）の取付；
 アクスルおよびサスペンションの取付；
 外装部品の取付；
 制御装置の取付；
 電気設備システム（存在する場合）、空圧設備システム（存在する場合）、油圧設備システム（存在する場合）の取付

IV. フォトニクスおよび光学機器製品

26.11.22.120のうち	光ダイオード、chip-on-board 技術による光ダイオードモジュールおよびその他の発光半導体結晶モジュールの改良品を含む	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の90%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の60%以下⁴； 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には2つ以上、2020年1月1日以降には4つ以上が、ロシア連邦領内において行われていること： エピタキシャルヘテロ構造の生産またはユーラシア経済連合加盟国領内で生産された同構造の使用； 発光半導体結晶の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 光ダイオードパッケージの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 発光団（必要な場合）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 光ダイオードのパッケージング（組立）； 検査試験の実施
26.40.33のうち	産業用誘導装置	2017年1月1日以降、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する、マイクロプログラムに対するものを含めた権利が存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の70%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： プリント基板の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 組立； 検査試験の実施；

		梱包
26.40.34.110	周辺機器としての使用に特化されていないモニター	2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： モニター情報表示パネル、モニター情報表示パネル制御ユニット、モニター電源ユニット、モニター部品および筐体要素の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 組立； 検査試験の実施； 梱包
26.51.53.110のうち	爆発性ガス用小型トランスデューサー	2016年1月1日以降、以下の作業がユーラシア経済連合加盟国領内において行われていること： 光ガルバニック要素、光子放出要素の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 組立； 検査試験の実施； 梱包
26.70.23.120	レーザーダイオードをのぞくレーザー	2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の70%以下 ⁴ ； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の50%以下 ⁴ ； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下 ⁴ ； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： レーザー・光学モジュール、キネマティックモジュール、制御・管理モジュール、フレームワーク、被覆、技術・電子・補助モジュールの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 組立； 梱包
26.70.23.190のうち	マイクロディスプレイ	2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： シリコンウエハ、ガラスキャップ、有機低分子材料、プリント基板、テスト用ドライブ基板プリント基板の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 組立； 検査試験の実施； 梱包
27.31のうち	光ファイバーセンサー	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：
 金属製品、ファイバー・ブラッグ・グレーティング、PLC結晶の製造またはユーラシア経済連合加盟国
 領内で製造されたこれら製品の使用；
 組立；
 検査試験の実施；
 梱包

27.31.11.000	個々にクラッドを有する複数のファイバーで構成される光ファイバーケーブル	2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の70%以下 ⁴ ； 2017年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の60%以下 ⁴ ；
27.31.12.120	個々にクラッドを有する複数のファイバーで構成されるものをのぞく光ファイバーケーブル	2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の40%以下 ⁴ ； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 光ファイバーの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 光モジュールの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 光ファイバーへのバッファコーティング； 光モジュールの燃り合わせ； アーマー被覆； クラッド被覆
27.31.12.110のうち	光ファイバー	以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には3つ以上、2018年1月1日以降には4つ以上が、ロシア連邦領内において行われていること： 母材の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 母材からのファイバー線引き； アクリレートコーティング； 製品ファイバーのリールへの巻取り
27.40.39のうち	光ダイオード照明器具、その他の光ダイオード光学機器製品を含む	2017年1月1日以降、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利が存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の70%以下 ⁴ ； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の50%以下 ⁴ ； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下 ⁴ ； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 筐体（光ダイオードランプおよびdownlight型照明器具用をのぞく）、二次電源（ドライバー）の製造ま

		たはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 組立； 検査試験の実施； 2018年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 光ダイオード用レンズ群または単体レンズの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 光ダイオードの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
28.99のうち 26.70のうち	さまざまな印刷材料での印刷版、ステンシル製造用機械	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 組立； 検査試験の実施； 梱包
26.51.41.130のうち	呼吸および血液中炭酸ガスの光学式分析装置 携帯式光学式生体液成分分析装置	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の70%以下⁴；
26.51.53.110のうち	光学式メタンセンサー 光学式炭酸ガスセンサー	2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の50%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下⁴；
26.51.53.120のうち	石油および石油製品中の水分分析装置	2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； ヘテロエピタキシー； フォトリソグラフィー；
26.51.53.130のうち	光学式紙湿度分析装置	光・フォトダイオードのパッケージング； 光・フォトダイオードのテスト； 光学セルの機械的部品、センサーの電子ユニットの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 組立； 検査試験の実施； 梱包
26.30.30.000のうち	光スプリッター	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には10以上、2017年1月1日以降は11以上が、ロシア連邦領内において行われていること：

スプリッターチップ搭載ウエハの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

チップ搭載ウエハのカラムへの切り分け；

カバーガラスの切断；

カバーガラスのカラムへの取付；

カラムの化学的・機械的研磨；

カラムの個々のチップへの切り分け（ダイシング）；

光ファイバーケーブルおよび光ファイバーピグテイルの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用；

光ファイバーピグテイルとケーブルのスプリッターチップへの接続；

保護クラッドの形成；

組立；

検査試験の実施；

梱包

26.30.13のうち
テレビカメラ：防爆仕様；耐放射線性；耐熱性

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：

プリント基板の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

組立；

製造試験；

梱包

26.40.33のうち
産業用誘導装置
産業用テレビシステム用機能部品

2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する、マイクロプログラムに対するものを含めた権利を有していること；

2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の70%以下⁴；

2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴；

2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：

部品およびプリント基板の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用；

プリント基板の取付；

組立；

		製造試験； 梱包
	波面収差補正用補償光学システム (フレキシブル反射器)	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降に、以下の作業がロシア連邦内において行われていること； プロトタイプの製造； フレキシブル反射器の研磨； フレームの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 製造試験； 組立； 梱包
28.29.60.000	温度変化を含むプロセスを利用する材料加工装置、他のグループに含まれないもの	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である者が排他的権利を有しているソフトウェアが使用されていること；
28.29.70	硬質および軟質はんだ付けならびに溶接用の電気的ではない設備および工具、ならびにその部品；ガス式溶射用の機械および装置	ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 組立； 調整； 検査試験の実施； 梱包
29.86.000	硬質および軟質はんだ付けならびに溶接用の電気的ではない設備および工具の部品；ガス式溶射用の機械および装置の部品	
26.11.22.120のうち	赤外線光ダイオード	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 結晶の生産； 結晶のパッケージへの取付； ジャンパーの接合； 光ファイバーのテストおよびエージング（不良選別試験）
26.11.22.120のうち	赤外線フォトダイオード	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；

		結晶の生産； 結晶のパッケージへの取付； ジャンパーの接合； テスト
26.30.30.000のうち	アレイ導波路回折格子(AWG)に、および可変減衰器多重化モジュール(VMUX)に、もとづくグリッド多重化トランスポンダー (Muxponder)および逆多重化トランスポンダー (demuxponder)	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 導波管搭載ウエハのチップへの切り分け（ダイシング）； チップの分離、チップの研磨、チップのパッケージング、チップの研削、光学出力端子の調整； 密封； テスト； 梱包
	光回線用トランスミッターおよびトランスポンダー 光回線用コヒーレントトランスミッターおよびトランスポンダー 光回線用トランスミッターおよびトランスポンダー	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 光回線用受信・発信装置－トランスミッター光学サブアセンブリ(TOSA)およびレシーバー光学サブアセンブリ(ROSA)のトランシーバーおよびトランスポンダーの組立； プリント基板アセンブリ(PCBA)への要素の取付； 組立およびテスト
	コヒーレント情報発信技術用狭線幅レーザー コヒーレント信号光学式受信装置 光ファイバーによるRF信号発信装置	2017年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 集積型レーザーモジュールおよびその他の要素のプリント基板アセンブリ(PCBA)への取付； 組立およびテスト

V. エネルギー関連機械製作、電気技術およびケーブル工業製品

27.3のうち	巻線およびエナメル線 非絶縁、絶縁、被覆線	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下 ⁴ ； 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には3つ以上、2020年1月1日以降は5つ以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
---------	--------------------------	---

直径 8 ～9.5 mmの銅、アルミニウムおよびそれらをベースにした合金製の線材の伸線；
線材（ワイヤー）の熱処理；
芯線の絶縁；
防護層の被覆；
工場検収試験

27.3のうち
電圧110、220、330および550 kV用
の電力ケーブル

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の40%以下（電圧110、220kVの場合）、80%以下（電圧330、500kVの場合）⁴；
2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下（電圧110、220kVの場合）、50%以下（電圧330、500kVの場合）⁴；
以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には3つ以上、2020年1月1日以降には5つ以上が、ロシア連邦領内において行われていること；
伸線；
熱処理；
芯線の絶縁；
防護層の被覆；
工場検収試験

27.32.13.136のうち
加熱線およびケーブル

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の60%以下⁴；
2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；
ユーラシア経済連合加盟国領内における自己調整加熱ケーブル製造用マトリックスの製造；
電気加熱システム用抵抗性および自己調整加熱ケーブルの製造

24.42.23.000のうち
直径0.5、1.2、1.8 mmの、合金製アルミ線
24.42.22.120のうち

2016年1月1日以降に、以下の作業がロシア連邦内において行われていること；
直径 0.5、1.2、1.8 mmのワイヤー製造；
ワイヤー熱処理の実施；
梱包；
2017年1月1日以降に、上記作業の実施、ならびに合金、インゴット、線材、直径 3 mmのワイヤーの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用；

27.11.4のうち
変圧器

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、2年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う

権限を有するサービスセンターが存在すること；
 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の30%以下¹；
 2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の20%以下¹；
 2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の10%以下¹；
 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる：
 コア製造用金属；
 コイルワイヤー；
 絶縁材；
 タンク；
 冷却器；
 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：
 絶縁の製造；
 コイル巻付け；
 コアの組立；
 能動部品の組立；
 ターミナルの接続；
 乾燥；
 能動部品のタンクへの取付；
 真空化；
 変圧器への注油

27.12.31のうち
 27.12.32

整流または保護用電気装置のパネル
 およびその他のユニット

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の50%以下¹；
 2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の30%以下¹；
 2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の10%以下¹；
 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる：
 スイッチ；
 ユニットの部品
 整流および配線機材製品；

金属構造物（クラッド、筐体）；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；

スイッチ、部品、ユニットの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使
用；

組立

27.12 のうち 電圧35 kV以下の交流真空スイッチ

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および
発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産
に必要な構成要素全量の50%以下¹；

2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産
に必要な構成要素全量の30%以下¹；

2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産
に必要な構成要素全量の10%以下¹；

生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場
合）のみを計算に入れる：

消弧室；

高圧絶縁；

駆動装置；

プラスチック製（成形）部品；

金属製部品；

ユニット（組立単位）；

電気無線製品；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；

真空消弧室、高圧絶縁、駆動装置の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品
の使用；

スイッチの組立

27.12 のうち 交流低電圧真空コンタクター

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および
発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産
に必要な構成要素全量の20%以下¹；

生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場
合）のみを計算に入れる：

消弧室；

プラスチック製（成形）部品；

金属製部品；

ユニット（組立単位）；

整流および配線機材製品（存在する場合）；
 電気無線製品；
 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；
 プラスチック製（成形）部品、金属製部品、ユニットの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用；
 組立；
 校正および調整；
 マイクロプログラム（存在する場合）の組込み

27.12.4のうち	真空消弧室	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； プラスチック製（成形）部品、金属製部品の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； ユニットおよびチャンバー（室）の組立； はんだ付け； 溶接； 真空化
27.12のうち	casting ケース入り 2000 A 以下の電流用 低圧（1000 V 以下）サーキットブレーカー	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の50%以下¹；
27.12のうち	casting ケース入り 6300 A 以下の電流用 低圧（1000 V 以下）サーキットブレーカー（気中）	2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の30%以下¹；
27.12のうち	125 A 以下のモジュラー低圧サーキットブレーカー	2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の10%以下¹； 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる： プラスチック製（成形）部品； 金属製部品； ユニット（組立単位）； 整流および配線機材製品； 電気無線製品； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； プラスチック製（成形）部品、金属製部品、ユニット（組立単位）の製造またはユーラシア経済連合加

盟国領内で製造されたこれら製品の使用；
 サーキットブレーカーの組立；
 校正および調整；
 マイクロプログラム（存在する場合）の組込み

27.12のうち	電磁式低圧コンタクターおよびスターター	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の20%以下 ¹ ； 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる： プラスチック製（成形）部品； 金属製部品； ユニット（組立単位）； 整流および配線機材製品； 電気無線製品； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： プラスチック製（成形）部品、金属製部品、ユニット（組立単位）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使用； 組立； 校正および調整； マイクロプログラム（存在する場合）の組込み
27.12のうち	制御リレー	
27.12のうち	保護リレー	
27.12のうち	低圧ナイフ式オンオフスイッチ、切替スイッチおよび断路器	
27.12のうち	ボタン式スイッチおよび制御パネル	
27.12のうち	端子および端子台	
27.12のうち	電圧1kV以下のヒューズ	
27.20.22.000のうち	鉛蓄電池、レシプロエンジン始動に用いられるものをのぞく	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の25%以下 ¹ ； 2017年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の20%以下 ¹ ； 2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の15%以下 ¹ ； 2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の10%以下 ¹ ； 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる： 鉛および鉛合金；

鉛蓄電池用活物質；

ポリマー；

電極；

セパレーター；

金属製パーツおよびターミナル；

筐体、カバー、プラグおよびその他のプラスチック製部品；

以下の作業のうちの4つ以上が2016年1月1日以降にロシア連邦領内において行われていること；

活物質の製造；

電極の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

電極ユニットの組立；

電池の組立；

電池の成型

27.20.23.110のうち ニッケル・カドミウム蓄電池

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

27.20.23.150のうち ニッケル・鉄蓄電池

ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；

2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の15%以下¹；

2017年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすることー商品生産に必要な構成要素全量の10%以下¹；

生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる：

金属カドミウム；

硫酸ニッケル；

水酸化ニッケル；

ポリマー；

電極；

セパレーター；

金属製パーツおよびターミナル；

筐体、カバー、プラグおよびその他のプラスチック製部品；

以下の作業のうちの4つ以上が2016年1月1日以降にロシア連邦領内において行われていること；

活物質の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

電極の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

電極ユニットの組立；

電池の組立；

電池の成型

27.20.23.120のうち ニッケル水素蓄電池

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の50%以下¹；
 2017年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の40%以下¹；
 2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の30%以下¹；
 2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の20%以下¹；
 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる：
 ニッケル化合物；
 ポリマー；
 電極；
 セパレーター；
 金属製パーツおよびターミナル；
 以下の作業のうちの4つ以上が2016年1月1日以降にロシア連邦領内において行われていること：
 活物質の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 電極の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 電極ユニットの組立；
 電池の組立；
 電池の成型

27.20.23.130のうち リチウムイオン蓄電システム（容量10 Ah以上）

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の50%以下¹；
 2017年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の40%以下¹；
 2018年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の30%以下¹；
 2020年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産に必要な構成要素全量の20%以下¹；
 生産に使用された外国製品の価格のパーセンテージの算定に際しては、以下の構成要素（存在する場合）のみを計算に入れる：

電解液；
 化学成分および試薬；
 ポリマー；
 電極；
 セパレーター；
 金属製パーツおよびターミナル；
 以下の作業のうちの4つ以上が2016年1月1日以降にロシア連邦領内において行われていること；
 活物質の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 電極の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 電極ユニットの組立；
 電池の組立；
 電池の成型

27.11.1、電気機械（ターボ発電機、水力発電
 27.11.2、27.11.3の 機、電動機）
 うち

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および
 発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う
 権限を有するサービスセンターが存在すること；
 2016年1月1日より、商品生産のための外国製構成要素を以下のパーセンテージとすること－商品生産
 に必要な構成要素全量の20%以下¹；
 2016年1月1日以降、電気機械の製造に際して以下の作業がロシア連邦領内において行われているこ
 と；
 バー巻線またはコイル巻線の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造されたこれら製品の使
 用；
 バー巻線またはコイル巻線の絶縁および取付；
 ステーターまたはコイルの個々のコンポーネントの真空含侵；
 ステーター（ローター）積層板一式の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の
 使用；
 ステーター筐体の溶接；
 部品および構成要素の機械加工；
 組立

27.11.31のうち ディーゼル発電機
 圧縮着火内燃機関
 を持つ発電装置

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および
 発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う
 権限を有するサービスセンターが存在すること；
 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格
 の70%以下⁴；

27.11.32.12のうち 火花点火機関を持つ 発電装置；その 他の発電装置	ガスエンジン発電機およびガスター ビンエンジン付き発電装置	2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の50%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 支持フレームの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； ボンネット、カバー、コンテナ（ケース内の装置用）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 塗装； 組立
27.11.32.120のうち	出力30～200 Wの独立発電・発熱装 置	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の70%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の50%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下⁴； 以下の作業のうちの、2016年1月1日以降には1つ以上、2017年1月1日以降には2つ以上、2020年1月1日以降には3つ以上が、ロシア連邦領内において行われていること； 熱電材料（原料ーテルル、ビスマス）の生産またはユーラシア経済連合加盟国領内で生産された同材料の使用； 熱電モジュール（構成要素ー熱電材料、アルミニウムまたはセラミックウエハ）の組立 熱電ジェネレーターおよび独立電源（熱電モジュール、アルミニウム製空冷ヒートシンク、金属構造物、コントローラー、蓄電装置池）の組立
27.90.5のうち	コンデンサー：電圧1000 V以下の力 率コンデンサー； 電熱式（高周波炉式）； カップリング、パワーテイクオフ、 分圧回路用、架台； パルス； フィルター； 電圧1000 V超の力率コンデンサー； エンジンおよび蛍光照明器具用； 進相コンデンサーバッテリー；	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の20%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； コンデンサーユニット（筐体、架台、基礎、フレームワーク）製造のための機械加工； コイルセクションの巻付け； コアラミネーションスタックの圧縮、はんだ付によるコアラミネーションスタックの配線；

	複合コンデンサー装置	レジスタユニットの製造； コンデンサーの含侵； 溶接； 熱処理およびめっき加工； 塗装； コンデンサー、コンデンサー装置の組立
42.22.13のうち 発電所	ディーゼル発電機およびガスエンジン発電機によるモジュラー式発電所	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の70%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 支持フレームの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； ボンネット、カバー、コンテナ（ケース内装置用）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用； 製品の主要コンポーネントの組立および取付、塗装
28.11.23のうち	ガスタービン、ターボジェットおよびターボプロップをのぞく	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の70%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること； 設備の製造； タービンの組立

VI. 重機製品

29.22.14.200	固定式サポートを持つ天井クレーン	ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが5カ所以上存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 金属構造物の溶接を用いた組立； 製品および構成装置の製造（検査・計測）試験； 塗装； 部品の機械加工； 部品の熱処理； 部品のプラズマおよび機械的切断、板金曲げ作業； 安全装置コントローラーのプログラミング； 周波数変換器パラメータの調整
29.22.14.300	固定式サポートを持つもののぞく天井クレーン、門型クレーン、ポータルクレーン、タイヤ式自走吊り上げトラスおよび積替クレーン（ストラドルキャリア）	ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが5カ所以上存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 金属構造物の溶接を用いた組立； 製品および構成装置の製造（検査・計測）試験； 塗装； 部品の機械加工； 部品の熱処理； 部品のプラズマおよび機械的切断、板金曲げ作業； 安全装置コントローラーのプログラミング； 周波数変換器パラメータの調整

29.22.14.400	タワークレーン、ポータルおよびブームクレーン	ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが5カ所以上存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 金属構造物の溶接を用いた組立； 製品および構成装置の製造（検査・計測）試験； 塗装； 部品の機械加工； 部品の熱処理； 部品のプラズマおよび機械的切断、板金曲げ作業； 安全装置コントローラーのプログラミング； 周波数変換器パラメータの調整
28.91.11.150のうち	ねじロッド製造用冷間圧延機	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理および保守サービスを行う企業が存在すること； 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴； 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の35%以下⁴； 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の25%以下⁴； 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること： 機械加工； 熱処理； 組立； 検収試験
28.41.33.190のうち	プレス； 等方圧加工用； 静水圧加工用	ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること； 2016年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理および保守サービスを行う企業が存在すること；

2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴；
 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴；
 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下⁴；
 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；
 事前に負荷をかけた製品の巻付け；
 機械加工；
 熱処理；
 組立；
 検収試験

28.21.13.119のうち 真空圧縮炉

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 2016年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理および保守サービスを行う企業が存在すること；
 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の50%以下⁴；
 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴；
 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下⁴；
 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；
 加熱要素の特殊溶接；
 機械加工；
 熱処理；
 組立；
 検収試験

28.91.11.150のうち 高合金鋼製、およびベリリウム、タングステン、ニッケルベースの合金製の薄型および超薄型ストリップ少量生産用圧延機

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 2016年1月1日以降、ユーラシア経済連合加盟諸国領内に、製品の修理および保守サービスを行う企業が存在すること；
 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の35%以下⁴；
 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴；

2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の25%以下⁴；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；

機械部品の鋳造および鍛造；

NC工作機械での機械部品の機械加工；

機械部品のレーザーまたはプラズマ切断；

溶接または板金曲げ作業；

機械部品の熱処理；

回転軸およびカルダンシャフトの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

組立；

検収試験

28.91.11.150のうち フィンチューブ製造用冷間圧延機

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；

2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴；

2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴；

2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下⁴；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；

機械加工；

歯切加工；

電蝕加工；

熱処理；

組立；

検収試験

28.91.11.150のうち 管製造用ロールスタンド付冷間圧延機／管製造用ロール冷間圧延機

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；

2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴；

2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格

の30%以下⁴；

2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下⁴；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：

機械加工；

歯切加工；

電蝕加工；

熱処理；

組立；

検収試験

28.91.11.150のうち 絞り圧延機

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；

2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の40%以下⁴；

2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴；

2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下⁴；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：

NC工作機械での機械加工；

歯切加工；

電蝕加工；

熱処理；

組立；

検収試験

28.22.16.111 乗用エレベーター

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；

2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の30%以下⁴；

2017年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の20%以下⁴；

2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすること－商品価格の10%以下⁴；

2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること：

エレベーターキャビンの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 制御ステーション（制御盤）の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 シャフトドアの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 ウインチの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 ドア駆動装置の製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；
 カウンタウェイトの製造またはユーラシア経済連合加盟国領内で製造された同製品の使用；

28.91.11.150のうち チューブドローベンチ

ユーラシア経済連合加盟国の税務居住者である法人が、5年以上の期間、当該製品の生産、改良および発展のために十分な範囲の設計・技術文書に対する権利を有していること；
 ユーラシア経済連合加盟国の1つの領内に、製品の修理、アフターサービスおよび保証サービスを行う権限を有するサービスセンターが存在すること；
 2016年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の40%以下⁴；
 2018年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の30%以下⁴；
 2020年1月1日より、生産に使用された外国製品の価格を以下のパーセンテージとすることー商品価格の20%以下⁴；
 2016年1月1日以降、以下の作業がロシア連邦領内において行われていること；
 機械加工；
 歯切加工；
 電蝕加工；
 熱処理；
 組立；
 検収試験

1. 本附属書の適用に際しては、ユーラシア経済連合加盟国領内で生産された構成要素は、ロシア産とみなされる。

2. 制御用ソフト・ハード複合体には以下が含まれる：

ソフトウェア（システムソフトウェア、技術的・数学的ソフトウェア、マン・マシンインターフェイスソフトウェア、設定・調整・パラメータ化ソフトウェア）および電気駆動装置ソフトウェア。 NC制御システム内でユーラシア経済連合加盟国領内で生産されたソフトウェアが使用される場合には、算出された国産構成要素の比率は、さらに10%上乗せされる；

制御ユニット、変圧器（電気駆動部）、オペレータパネル、座標軸電動機から構成されるハードウェア。¹ NC制御システム内でユーラシア経済連合加盟国領内で生産されたハードウェアが使用される場合には、算出された国産構成要素の比率は、さらに5%上乗せされる。ユーラシア経済連合加盟国領内で生産された座標軸電動機が使用される場合には、算出された国産構成要素の比率は、さらに4%上乗せされる。

構成要素生産の際に上記の条件が存在する場合、これら構成要素は元になる算定では考慮されず、独自の価格指標（10%、5%、4%）を以て国産構成要素の全体としての価格の比率に含められる。

3. 特殊用途の自動車輸送手段の製造に用いられるシャーシ。

4. 価格上の比率の算定は、2010年11月18日付関税同盟委員会決定第515号によって承認された「外国製品を利用して製造され（作られ）、自由関税ゾーンでの通関手続

きまたは保税倉庫通関手続きに付された商品の十分な加工度判定基準としての価格上の比率の利用手順」にしたがって行われる。ロシア産業商業省、および価格上の比率の算定に際してロシア産業商業省の合意を得たロシア連邦商工会議所は、ロシア銀行が定めたルーブル公定レートが、6 暦月間に米ドルに対して25%以上下がった場合には、価格上の比率の計算に、特定の日におけるロシア銀行が定めたルーブルの対米ドル公定レートを用いることができる。